

豊田市ライフデザイン形成支援業務委託仕様書

豊田市ライフデザイン形成支援業務委託にかかる契約を締結するに際し、委託業務を円滑且つ効果的に行うため、本委託業務の遂行に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 業務委託名

豊田市ライフデザイン形成支援業務委託

2 業務の目的

豊田市の出生数は平成30年において3,653人だったが、令和5年は2,694人となっており、急激に減少している。また、20歳から39歳までの若年女性人口が減少傾向にあることから、今後も出生数の減少は継続すると見込んでおり、その対応は大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、10代から20代の若者（以下「若者」という。）が仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めた、トータルのライフプランについて夢や希望を持って描くことができるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供することを目的に本事業を行う。

3 委託期間

委託期間の開始日から令和8年3月24日まで

4 委託場所

豊田市西町ほか地内

5 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、特定された業者との協議により、内容は変更することがある。

（1）事業全体の企画・運営

当該業務の企画・運営及び全体マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

（2）ライフデザイン講座の実施

・参加者がライフデザインの大切さに気づき、ライフデザインへの理解が深まるような講座の企画・運営を実施すること。

・講座は豊田市からの依頼に基づき、以下のとおり予定している。なお、講座の内容については、画一的なメニューとするのではなく、対象者の年齢を踏まえた段階的なメニューを企画することとし、社会的状況にも配慮すること。さらに、講座の内容、受講方法、実施時期等については、各実施先の要望に柔軟に対応すること。

【高校・大学】

実施先	実施時期	実施時間	想定参加人数
市内高校 A	3 学期（1～3 月）頃	5 0 分×2 コマ	2 0 0 人程度
市内高校 B	3 学期（1～3 月）頃	5 0 分×1 コマ	4 0 人程度
市内高校 C	秋（1 0～1 1 月）頃	4 5 分×1 コマ	3 6 0 人程度
県内大学 A	秋（1 0～1 1 月）頃	9 0 分×1 コマ	1 5 0 人程度

【企業】

実施先	実施時期	実施時間	対象者	想定参加人数
市内企業 A	秋～冬頃	9 0 分×2 コマ	市内勤務の方	2 0 人程度

・次年度以降の講座に活かすため、アンケート調査の実施及び集計・分析を行い、報告書としてまとめること。なお、アンケート内容は受託者から提案の上、事前に市と協議すること。

（3）ライフデザイン動画の制作

・若者がライフデザインを考えるきっかけとなり、豊田市での生活に希望を持てるような動画を制作すること。なお、市内外問わず多くの若者の興味を引くような内容とすること。

・動画は、再生時間 5 分程度のロング動画と再生時間 1 5～3 0 秒程度のショート動画の 2 種類を制作すること。なお、以下の規格で納品すること。

（ア）データ形式：MP 4

（イ）画面縦横比：1 6：9

（ウ）ファイルサイズ：2 GB 以下

・動画の制作にあたっては、豊田市による複数回の校正機会を設けること。

6 成果物等

納品物	納品方法	納品場所	納品期限
ア アンケート結果	・ CSV データ	こども・若者 政策課	市が指定する期日
イ 講座実施報告書	・ PDF データ		
ウ ライフデザイン動画	・ ファイル転送サービス等 ・ DVD ディスク		

7 著作権等

- (1) 本業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、豊田市に帰属させること。また受託者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障のないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決することとする。
- (2) 本業務の完了後、豊田市は受託者に断りなく、費用が発生することなく、納品されたデータやデザインを加工・修正（フォント・色・レイアウトの変更など）し、既存の刊行物やサイトに使用することや公表することができるものとする。また豊田市は、納品されたデータやデザインの公表に際し、著作者の氏名を表示することなく使用できるものとする。
- (3) 受注者は豊田市の求めに応じて、既存サイトへの掲載作業のため、データ素材をいつでも提供（必要によっては加工）できるようにしておくこと。

8 個人情報の保護

- (1) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、契約約款及び「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守すること。
- (2) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

9 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委

託することはできない。

- (2) この業務における「主たる部分」とは、事業全体の企画・運営、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務再委託承認願により市の承認を得なければならない。
- (4) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

10 その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合、その都度豊田市と協議するものとする。